

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた 避難所運営ガイドライン

～ 複合災害に備えた避難所へ ～

令和4年8月(第2版)

神 奈 川 県

## はじめに

神奈川県は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を作成しました。

その後、国が公表・発出した、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する資料や通知等を踏まえ、医療危機対策本部室及びC-CAT(神奈川県コロナクラスター対策チーム)の協力を得て、令和4年8月に本ガイドラインを修正しました。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症以外の感染症(季節性インフルエンザ、ノロウイルス感染症等)や強い毒性・感染力を持った変異ウイルスへの対策の参考にもなるようまとめています。

**新型コロナウイルスのまん延 × 自然災害 = 複合災害  
⇒ 複合災害に備えた避難所への転換が必要！**

# 目 次

## 事前 準備

- 1 住民への事前周知
- 2 避難所の確保・避難スペースの拡大
- 3 感染症対策物資の備蓄

## 開設時

- 4 避難所全体のレイアウト
- 5 健康な人の滞在スペースのレイアウト
- 6 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者等の専用スペースのレイアウト
- 7 避難所運営スタッフの感染症対策

## 運営時

- 8 避難者の受付
- 9 基本的な感染症対策の徹底
- 10 避難者の健康管理

# 1 住民への事前周知

【事前準備】

## 危険な場所にいる人が避難することを周知する。 (避難とは「難」を「避ける」こと)

■ 市町村は、次の点について住民に周知を徹底する。【参考資料1、2】

- あらかじめハザードマップ等により自宅等の災害リスクを把握し、事前に、避難の必要性や避難先・避難方法等について検討すること

※ 国土交通省の「重ねるハザードマップ」により、洪水、土砂災害、津波等のリスクをまとめて確認できる。

重ねるハザードマップ

検索

(URL: <https://disaportal.gsi.go.jp/>)

- 自宅等の災害リスクがある場合、災害による身の危険を感じたら、発熱・咳等の症状の有無に関わらず、市町村が発令する避難情報等にも留意し、躊躇なく、早めに避難すること
- 自宅等の災害リスクが無い場合、自宅の被害が軽微な場合、在宅避難の方が安全である場合は、自宅に留まることも検討すること

## 避難所以外の安全な場所への避難を周知する。

■ よりよい環境を有する場所へ自ら避難することも大事であるため、ハザードマップ等により災害リスクを把握したうえで、親戚や友人の家、ホテルや旅館といった避難所以外の安全な場所へ避難することを検討するよう周知する。【参考資料1、2】

## 実情に応じて、車中泊を検討する。

■ 地域の実情に応じて、車中泊を検討する。車中泊を実施する場合は、車中泊が可能な場所をリストアップし、エコノミークラス症候群の予防を周知する等、事前に対応策を検討することが望ましい。【参考資料3】

## 避難所に持参する衛生物資を周知する。

- 従来から避難所に持参する物資に加えて、新型コロナウイルス感染症対策として持参する衛生物資(マスク・体温計等)について、周知を徹底する。【参考資料1、2】
- 健康状態チェックシートや避難者カードを自治体のホームページに掲載する等、住民が事前に入手できるようにし、事前に記入して避難所に持ってきてもらうよう促すことも検討する。【参考資料2】

## 2 避難所の確保・避難スペースの拡大

【事前準備】

### 可能な限り多くの避難所を確保する。

- 市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
- 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定する。
- 想定される災害の規模に応じ、可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、指定避難所以外の必要な避難所の確保に努める。
- 国・独立行政法人等や民間団体等の所有する研修所、宿泊施設、その他の施設等の避難所としての活用やホテル・旅館等を含めた民間施設の借上げについても検討する。

神奈川県は令和2年7月28日に神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結している。

本協定により、神奈川県は同組合に組合員の宿泊施設を避難所等として市町村に提供することに関する組合内の調整等を要請することができる。

- 感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所・避難所として活用する施設等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉担当部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者(※)用の避難所の設定を検討する。

※ 高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等の要配慮者、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者・自主療養者(以下「自宅療養者等」という)及びその家族

## 避難スペースを拡大する。

- 避難所での3密(密集、密接、密閉)の回避や特定の避難者用の場所の確保のため、事前に指定した場所以外の使用について施設管理者と協議しておく。

なお、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の滞在場所の考え方は次のとおり。

- ① 可能な限り個室に滞在する。
- ② 個室を用意することが難しい場合は、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等ごとに設定する専用のスペースに滞在する。
- ③ ②の専用スペースの設定が難しく、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等が同室に滞在せざるを得ない場合は、間仕切り用パーティション等の設置や距離の確保によりそれぞれを区分する。

また、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等は可能な限り換気ができる部屋に滞在することが望ましい。

### 3 感染症対策物資の備蓄

【事前準備】

- 従来の備蓄品に加えて、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資を備蓄\*する。【参考資料4】

\* 当該物資の備蓄に当たって活用できる制度は次のとおり(令和4年8月現在)

- ・ 市町村地域防災力強化事業費補助金(神奈川県)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国)

- マスク、フェイスシールドの備蓄が不足する場合は、手作りによる対応も検討する。【参考資料5】

NO	備蓄品	用途
1	不織布マスク	避難所運営スタッフの感染防止、マスクを持っていない避難者への配布等
2	フェイスシールド (またはゴーグル)	避難所運営スタッフの感染防止等
3	アルコール消毒液(手指用)	避難者等の手指消毒(各入口等に設置)
4	ハンドソープ	避難者等の手指消毒(トイレ、手洗い場等に設置)
5	次亜塩素酸溶液	共用部分等の消毒
6	体温計(非接触型)	避難者の受付時の検温 (定時検温用の体温計は原則避難者が持参)
7	使い捨て手袋	手指衛生の確保
8	ビニールシート	受付時等の感染防止
9	ブルーシート	避難所内のゾーニング等に使用
10	間仕切り用パーティション	避難者の感染防止、プライバシーの確保
11	段ボールベッド	避難者の感染防止
12	養生テープ	避難所の各スペースの区画分け等に使用
13	パルスオキシメーター	避難者(特に自宅療養者等)の健康管理
14	抗原検査キット	状況により避難者及び避難所運営スタッフに使用



## 4 避難所全体のレイアウト

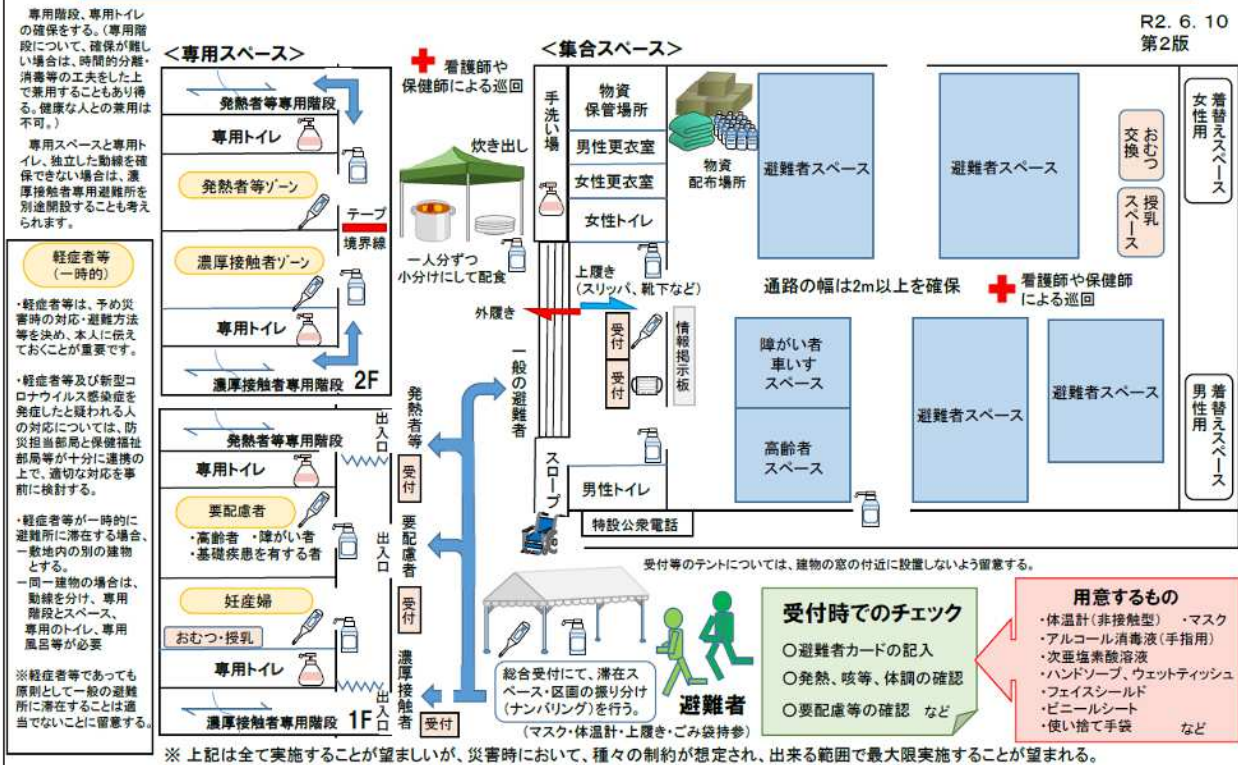
【開設時】

- できるかぎり密になりにくい場所に入口や受付を設置する。
- 世帯単位で区画を区切る(目安で3m×3m、世帯人数に応じて調整)とともに、区画等に番号を付して管理する。
- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等と一般の避難者との区分の考え方は次のとおり。【参考資料6、7、8】
  - ① 可能な限り建物を分ける。
  - ② 同じ建物に滞在せざるを得ない場合は、階を分ける等、空間的に隔離された場所に滞在する。
  - ③ 同じ階に滞在せざるを得ない場合は別の部屋に滞在する。
  - ④ 同じ部屋に滞在せざるを得ない場合は、間仕切り用パーティション等の設置や距離の確保等によりそれぞれを区分する。

- 避難者が受付に滞留し密にならないよう、受付フローとレイアウトを工夫する。【参考資料9】
- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の動線を一般の避難者の動線と完全に分けるため、可能であれば、一般の避難者の入口や受付と離れた場所に専用の入口や受付を設置することが望ましい。
- 土足を禁止し、下駄箱(段ボールで作成した簡易なもの等)を設置する等、衛生管理の観点から、屋外と屋内の動線を分離させる。また、トイレにおいても、専用のスリッパ等を用意し衛生管理を徹底させる。
- 手指衛生を徹底するため、手洗い場を設置し、各所に石けんやハンドソープを配置する。
- 物資配布場所を設置する。【参考資料10】
- 飛沫感染防止の観点から、食事スペースの設置は望ましくないが、設置する場合は、順番制にする、向かい合わせの椅子の配置を避ける、消毒を徹底する等、感染症対策のための運用ルールを作成する。

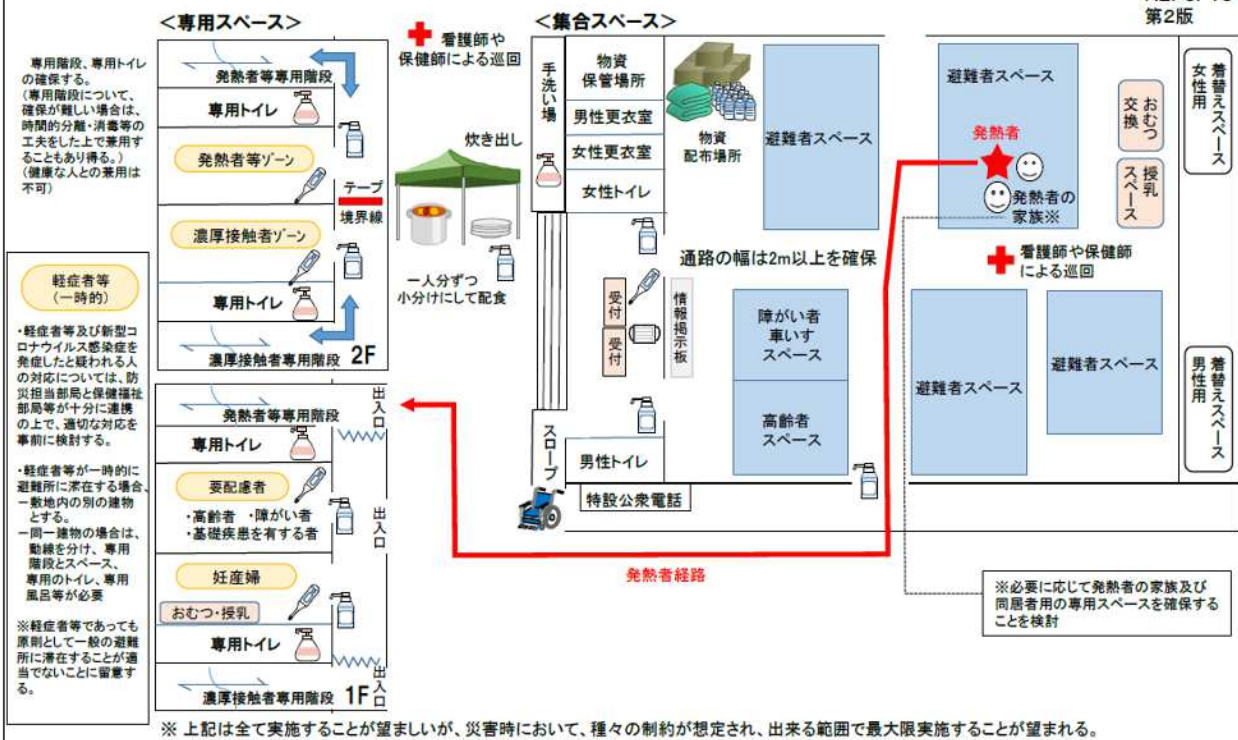
## 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10  
第2版



## 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10  
第2版



(出典:「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について(令和2年6月10日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省))

## 5 健康な人の滞在スペースのレイアウト

【開設時】

- 一般の避難者同士の距離は、できるだけ2m以上(最低1m)あける。
- 間仕切り用パーティション等により避難者の滞在スペースを区切り、床面より 35cm 程度以上の高さがある段ボールベッド(※)を設置する等飛沫感染防止に努める。

※ 消防法の規定により、可燃性のある段ボールベッド等が使用できない施設もあるため、事前に消防(局)本部と協議することが望ましい。



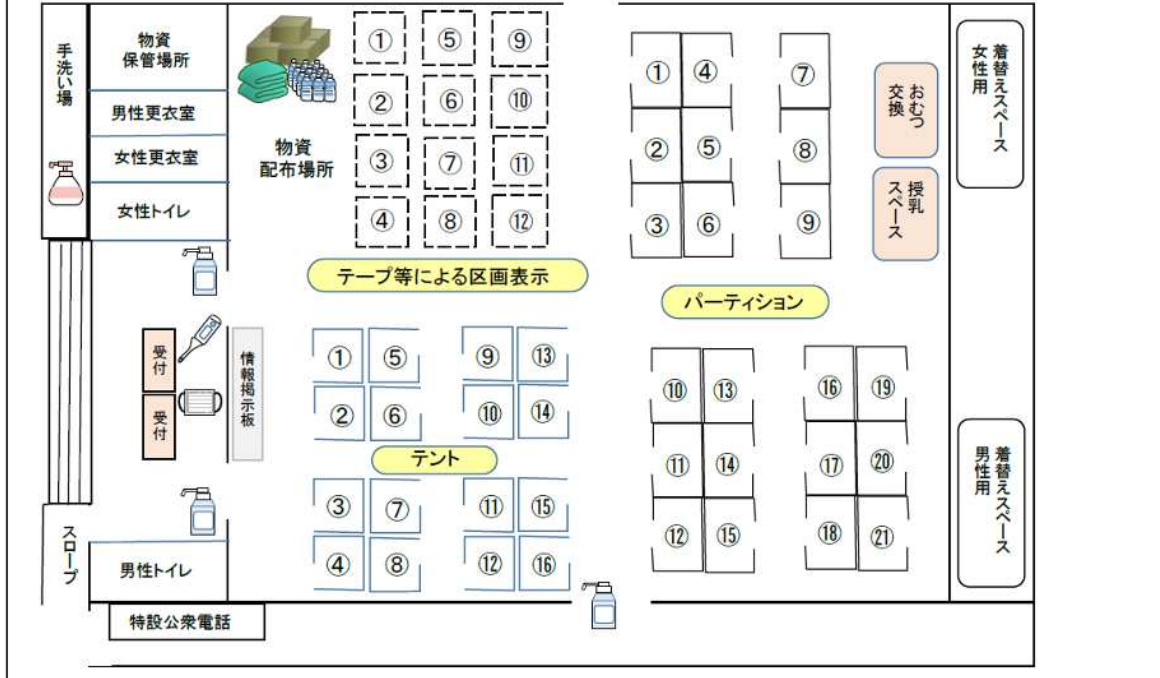
- 開設時に間仕切り用パーティション等の設置が間に合わない場合は、養生テープ等により滞在スペースを区切り、一般の避難者同士の距離を確保する。
- テントを接して配置する場合は、接した面に通気口等の空気の入出力がないように留意する。
- 高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等の要配慮者については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内することが望ましい。
- 避難者自らが移動できるよう、専用スペースや動線が分かる案内看板等を用意する。



## 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

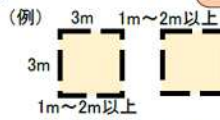


## 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

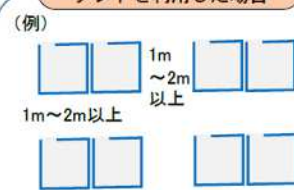
### テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

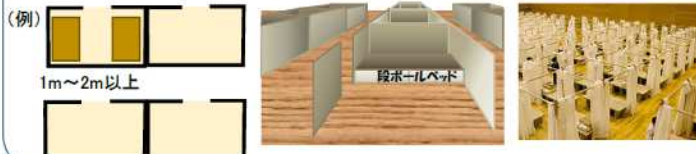
### テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

### パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(出典:「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について(令和2年6月10日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省))

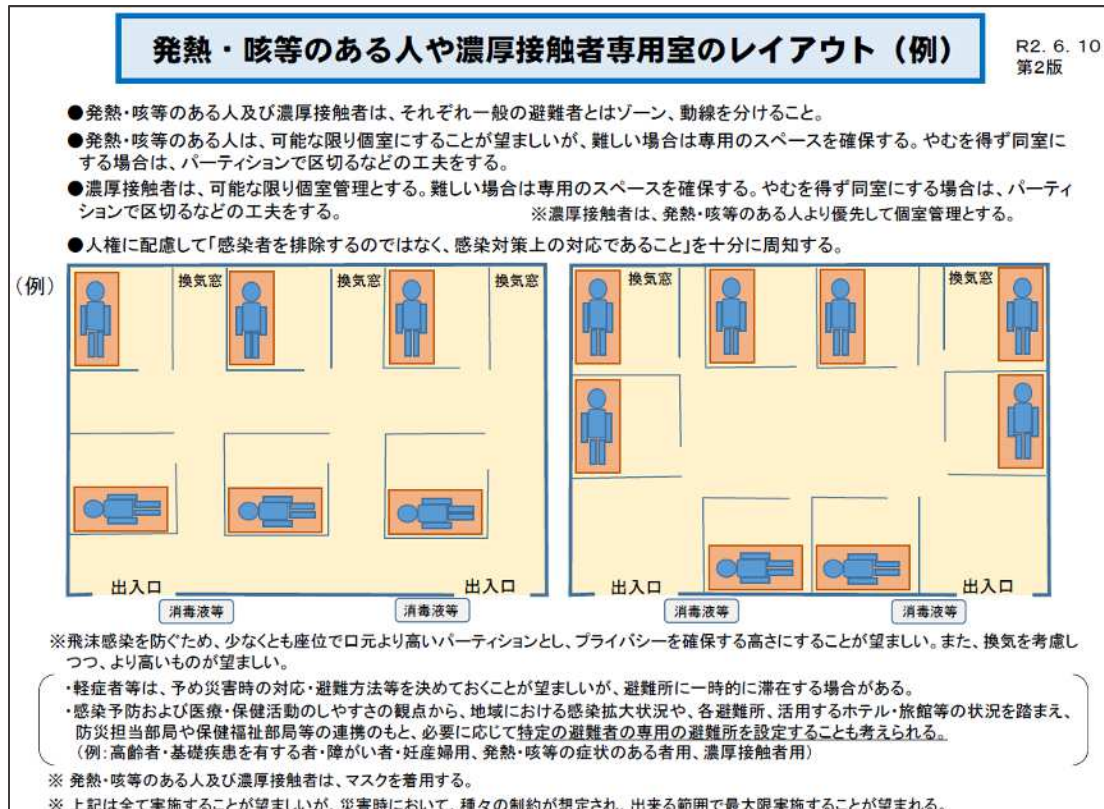
## 6 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者等の専用スペースのレイアウト

【開設時】

- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の滞在場所の考え方は次のとおり。
  - ① 可能な限り個室に滞在する。
  - ② 個室を用意することが難しい場合は、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等ごとに設定する専用のスペースに滞在する。
  - ③ ②の専用スペースの設定が難しく、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等が同室に滞在せざるを得ない場合は、間仕切り用パーティション等の設置や距離の確保によりそれぞれを区分する。
- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等は可能な限り換気ができる部屋に滞在することが望ましい。

■ 専任スタッフを配置し、避難者の見守り、食事や物資の供給等を行う。

■ 利用方法等については、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図る。



（出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日 内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省））

## 7 避難所運営スタッフの感染症対策

【開設時】

- 避難所運営スタッフは不織布マスクを着用し、手指衛生を徹底する。
- 避難者がマスクを着用せずに避難してきた場合に備え、特に受付を行う避難所スタッフは可能な限りフェイスシールド(またはゴーグル)を着用する。【参考資料5】
- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の専任スタッフは食事を直接受け渡さず、置き配をする等、できるだけ接触しないようにする。

- 避難所運営組織における救護班は、避難所運営スタッフ全員の体温や体調の確認を毎日行い、記録する。

## 8 避難者の受付

【運営時】

- 受付時に検温と健康状態チェックシートにより健康状態を確認し、該当するスペース・部屋に案内する。【参考資料9、11】

受付に避難者が滞留し、避難所運営に支障が出る場合は、マスク着用のうえ、一定程度の区分をして避難所にいったん入所させる等、避難所の構造に応じて適切に対応する。

- 避難所運営スタッフは、避難者それぞれの人権に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染者等を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを認識するとともに、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解して、避難所を運営する。また、避難者等、避難所の関係者にその旨を周知する。【参考資料12】

- マスクを持参できなかった避難者には受付時にマスクを配布する(手作りでマスクを作成する場合は参考資料5を参照)。
- 受付の混雑を避けるため、検温は別室等での対応が望ましい。
- 入所受付において、避難者カードの記入と併せて、検温の上、健康状態チェックシートの記入により、熱、咳、肌の発疹・ただれ、開放創、嘔吐、下痢等の症状を把握する。  
避難所運営組織における救護班は症状を有する避難者の健康状態を確認し、症状に応じて、適切な予防策を行う。  
なお、発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等を早期に把握するため、先に健康チェックをしてから避難者カードの受付へ進むような流れにすることが望ましい。
- 自宅療養者等については、健康状態チェックシートだけでなく、陽性となった月日(または自宅療養・自主療養開始日)等を確認する。なお、他の避難者にわからないよう、個人情報の取扱いには十分注意する。
- 自宅療養者等や濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者にわからないよう配慮する等、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に対応する。
- 発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の滞在場所を確保できない場合は対応可能な別の避難所等への避難を推奨・案内することも検討する。



## 9 基本的な感染症対策の徹底

【運営時】

- 避難所における感染症のまん延や拡大を防止するため、感染症対策に配慮した生活ルールを決める等、基本的な感染症対策を徹底する。

■ 避難所における生活ルールの例は次のとおり。なお、生活ルールは、掲示板等に張り出す等、避難所内での周知徹底に努める。【参考資料13、14、15】

- 感染症が流行している時には、全員マスクを着用する【参考資料16、17】
- 手指衛生を徹底する。【参考資料18、19、20】
- 人と人との間隔を、できるだけ2メートル、最低1メートル空ける。
- 毎日の体温・体調を確認する。【参考資料21】
- トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流す。
- トイレ清掃等の掃除当番を決める。
- ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。
- 靴はビニール袋に入れて各自で保管する。
- 洗濯をする際は、家族ごとに行う。

■ 換気について、気候上可能な限り、常時、窓やドア等を開放することが望ましい。

常時開放することが困難な場合は、30分に1回以上、数分程度の間、2方向の窓やドア等を同時に全開にする。

換気扇や扇風機がある場合は、窓やドア等の開放と併用する。室内の空気と外気の入れ替えを行っていないエアコンは、使用時に換気が必要となる。

なお、換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

■ トイレについて、定期的に換気を行う。また、衛生管理のため、定期的に、または目に見える汚物があるときに清掃する。【参考資料22、23、24】

■ 手すり、ドアノブ、蛇口等の共用部分について、定期的に、または目に見える汚れがあるときに清掃する。【参考資料22】

■ 手洗い場を設置し、感染症対策としての手洗い環境の整備やフレイル対策としての歯磨き環境の整備を図る。



- 避難所運営組織における救護班は、避難所入所後の避難者の健康状態を定期的に確認し、健康状態が悪化した場合は、関係機関等の協力を得て、必要な対応を行う。
- 基本的な感染症対策を徹底するとともに、避難者自身は避難者健康チェックシート等を用いて毎日の体温・体調をチェックし、避難所運営組織における救護班はその確認を行う。  
【参考資料21】
- 避難所運営組織における救護班は、電話やSNS等を活用しつつ、避難者の心のケアにも配慮する。
- エコノミークラス症候群の予防のため、避難所運営組織における救護班は、濃厚接触者、自宅療養者等を含め、避難者に定期的な軽い運動を推奨する。時間を決めて、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを歩くことを勧めることや、軽い体操の方法のリーフレットを配布して、無理せず自分のペースで体を動かすことを促すことが望ましい。【参考資料3、25】
- 夏季には、避難者が熱中症にかかる危険性が高まるため、十分な感染症対策を行いながら、次のような熱中症予防を実施する必要がある。【参考資料26、27、28】
  - こまめに水分をとる
  - 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐ
  - カーテン、すだれなどで日光を遮り、また風通しをよくする
  - 屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外す
  - 暑さに関する情報(身の回りの気温・湿度や「熱中症警戒アラート」等)を確認する
- 医師や保健師等が避難所を巡回し、避難者の健康管理や栄養指導、メンタルケアを行うとともに、状況に応じ医療機関等への入所措置がとれるよう、支援要請のルートや手順を明確にしておく。
- 避難生活中に、発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢等の体調の変化が見られた際には、直ちに避難所運営スタッフに申告するよう避難者に周知する。

- 避難者が、一般の避難者のスペースから発熱・咳等の症状のある者、濃厚接触者、自宅療養者等の専用スペースに移動した場合、一般の避難者のスペース内の当該者の居住エリアを清掃する。また、プライバシーに配慮する。

## 本ガイドラインの修正の参考にした国の資料

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成 25 年8月(令和4年4月改定) 内閣府(防災担当))
- ・「避難所運営ガイドライン」(平成 28 年4月(令和4年4月改定) 内閣府(防災担当))
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント(第2版)」(令和3年6月 30 日 内閣府(防災担当)、消防庁)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)」(令和3年 6月 16 日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省、環境省)
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)」(令和3年5月 13 日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省、観光庁)

## 本ガイドラインの修正の参考にした国の通知・事務連絡

- ・「新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた自宅療養者等の災害時の対応について(周知)」(令和4年8月1日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省)
- ・「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(令和3年9 月 27 日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省)
- ・「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について(通知)」(令和3年8月3日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省、観光庁)
- ・「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(令和2年6 月10日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省)

## 参考資料一覧

- ・ 参考資料1 知っておくべき5つのポイント(内閣府(防災担当)・消防庁)
- ・ 参考資料2 住民へのチラシ(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和 3 年 10 月))
- ・ 参考資料3 エコノミークラス症候群の予防のために(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料4 避難所における衛生環境対策として必要と考えられるもの(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料5 手作りマスク、手作りフェイスシールドの作り方(出典:新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック(第4版)(JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会))
- ・ 参考資料6 学校における専用スペース運用(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和 3 年 10 月))
- ・ 参考資料7 濃厚接触者・自宅療養者の専用避難所(先)について(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和 3 年 10 月))
- ・ 参考資料8 避難所(体育館)のレイアウト(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和 3 年 10 月))

- ・ 参考資料9 事前受付のレイアウト(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和3年10月))
- ・ 参考資料10 物品支給のレイアウト(例)(出典:岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和3年10月))
- ・ 参考資料11 受付時 健康状態チェックリスト(例)(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料12 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント(第2版)」(令和3年6月30日 内閣府(防災担当)、消防庁)
- ・ 参考資料13 「新しい生活様式」の実践例
- ・ 参考資料14 避難所衛生環境チェックリスト(令和2年6月 佐賀県感染防止対策地域連携協議会作成)(出典:「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(令和3年9月27日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省))
- ・ 参考資料15 避難所における新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針より)(令和2年5月 熊本県)(出典:「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(令和3年9月27日 内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省))
- ・ 参考資料16 屋外・屋内でのマスク着用について(厚生労働省)
- ・ 参考資料17 子供のマスク着用について(厚生労働省、文部科学省)
- ・ 参考資料18 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)」(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料19 手洗い(出典:首相官邸ホームページ)
- ・ 参考資料20 流水で手洗いでできない場合の手指消毒について(国立感染症研究所)
- ・ 参考資料21 避難者健康チェックシート(例)(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料22 共用場所の掃除のポイント(出典:新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック(第4版)(JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会))
- ・ 参考資料23 避難所内のトイレの衛生管理について(厚生労働省)
- ・ 参考資料24 「みんなのトイレ みんなできれいに気持ちよく(宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク)」(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料25 毎日の体ほぐしの運動(出典:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~(第3版))
- ・ 参考資料26 「災害時の熱中症予防 ~避難生活・片付け作業時の注意点~(環境省、内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省)」

- ・ 参考資料27 「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に(環境省、厚生労働省)」
- ・ 参考資料28 「自然災害時の注意事項」(出典:熱中症環境保健マニュアル2022(環境省))
- ・ 参考資料29 自治・町内会ごとの避難者等把握用紙(出典:神奈川県避難所マニュアル策定指針)